

令和9年度新入学児童学用品費を支給します

提出先・問合せ 学校教育課 学務担当
内線389



町HP

対象 以下の全てに該当する方

- ①令和9年1月1日時点で杉戸町に住民票があり、令和9年度に杉戸町立各小学校へ入学することがいる方
- ②新入学児童学用品費の入学前の支給を希望する方
- ③世帯の収入が不安定などで援助が必要とみとめられる方
または、令和8年度において、世帯全員が次のいずれかに該当する方

a. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	b. 事業税の減免	c. 国民年金保険料の減免
d. 町民税の非課税または減免	e. 固定資産税の減免	f. 生活福祉資金の貸付
g. 国民健康保険税の減免または徴収の猶予	h. 児童扶養手当の受給	

申請に必要なもの 入学前支給申請書（学校教育課または町ホームページで配布）
対象③に該当することを証明できる書類（詳しくは町ホームページをご確認ください）

支給額 64,300円

申請期間 11月2日(月)～令和9年1月29日(金) ※土日祝・年末年始を除く
※12月28日(月)までに申請 → 令和9年2月上旬頃支給予定
※令和9年1月29日(金)までに申請 → 令和9年2月下旬頃支給予定

中学校新入学生徒への支援

令和9年度中学校新1年生も入学前支給を受けられます。
現在、就学援助の認定を受けていない方は期限内に就学援助申請書を提出してください。

コミセン情報

問合せ 杉戸町コミュニティセンター
☎ (53) 7400



町HP

月に一度のココティ交流会 ココティでゆる〜くお話しませんか？

月に一度、気軽に参加できる「ココティ交流会」を開催中です。
活動紹介やアイデアの共有、仲間募集など、ゆる〜くお話しできる場です。
お話ししたい方、聞くだけの方も、どなたでも参加できます。

11月の開催予定

日時 11月26日(木) 14時30分～15時30分（時間内にふらっとお越しください。）
場所 杉戸町コミュニティセンター 調理室
その他 申込不要。飲食物の持ち込み自由です。



健康講座「健康ストレッチ（入門ヨガ）」 ～お仕事帰りや日々の疲れに～

申込・問合せ 杉戸町コミュニティづくり
推進協議会事務局
内線283



町HP

ヨガは、身体のゆがみ・くせを直し、自然治癒力を高め、肩こり・腰痛・ストレス解消などに大きな力を発揮すると言われています。お仕事帰りや日々の疲れの癒しに参加してみませんか。

日時 11月25日(水) 19時～20時30分 場所 杉戸町コミュニティセンター 多目的室1BC
対象 18歳以上の町内在住・在勤の方 費用 300円（保険代等）※当日集金
定員 20名（定員を超えた場合は抽選）※抽選の有無に関わらず、事務局より連絡あり
持ち物 ストレッチしやすい服装、ヨガマットまたはバスタオル、飲み物、5本指の靴下（裸足が寒いと感じる方）
申込 11月16日(月)までに電話または町ホームページから

古川橋側道橋の上流側工事を開始します

問合せ 埼玉県杉戸県土整備事務所
道路施設担当
☎ (34) 2120



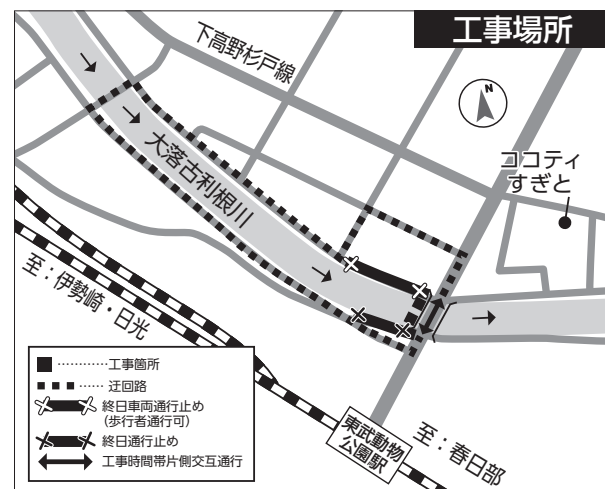
県HP

県では、東武動物公園駅の東口から国道4号へ向かう県道の道路拡幅を進めています。
令和6年の秋から開始している大落古利根川の下流側に架かる古川橋の隣に歩行者、自転車専用の橋（側道橋）を設置する工事は、令和8年11月頃完了予定です。

その後、下記のとおり上流側の側道橋工事を開始いたします。

ご迷惑をおかけしますが、みなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

工事期間 令和8年11月頃～令和11年11月頃（予定）
詳しくは、県ホームページをご確認ください。



移動スーパーの販売ルートが 新しくなりました

問合せ 住民協働課
住民協働・コミセン担当 内線283



町HP

町では、(株)カスミとの包括連携協定に基づき、移動スーパーを実施しています。

より多くの方に利用していただくため、11月23日(月)から、販売場所等を一部変更した新ルートで販売を行います。
日常のお買い物にぜひご利用ください。

販売場所等の詳細は町ホームページをご覧ください。



生鮮食品など約650品目を積み込み、
地域要望のあった場所を巡回中！

11月9日(月)～15日(日) 全国一斉秋の火災予防運動を 実施します

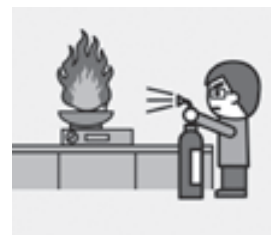
問合せ 埼玉東部消防組合
杉戸消防署 管理指導課
指導担当 ☎ (33) 6010



消防組合HP

全国統一防火標語「火の確認 いい日を支える いい習慣」

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、タバコの後始末や外出前に火元の確認をするなど、一人ひとりが普段から火災を未然に防ぐ対策を行い、命や財産を守りましょう！



住宅用火災警報器の設置・維持管理

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住宅への設置が義務付けられています。

また、設置がお済みのご家庭では、10年を目安に警報器の交換をお勧めします。

